

岐阜市民病院 R P A ソフトウェアサービス
事業者選定に係る公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

岐阜市民病院において、R P A ソフトウェアサービスを利用し業務の効率化を図るため、当該サービス利用の事業者の選定を行う。

この実施要領は、事業者の選定をプロポーザル方式により公正かつ公平な方法で実施するために、必要な事項を定めるものである。

2 ソフトウェアサービスの概要

- (1) 件名 岐阜市民病院 R P A ソフトウェアサービス
- (2) サービス内容 「R P A ソフトウェアサービス仕様書」参照
- (3) 契約期間 令和 7 年 7 月 1 日から令和 1 0 年 6 月 3 0 日まで（3 年間）
- (4) 選定方法 公募型プロポーザル方式
- (5) 予定価格 6,996,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）（3 年間総額）

3 参加資格等

(1) 条件

本件プロポーザルへの参加は、次に掲げる条件を全て満たす者とする。

ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 に規定する入札参加資格制限を受けていない者であること。

イ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条に基づく更生手続開始の申立てを行っている者（再生手続開始又は更生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

ウ プロポーザル参加申込書等の提出期限の日から契約締結の日までの間に、岐阜市競争入札参加資格停止措置要領（昭和 62 年 3 月 27 日決裁）の規定による資格停止措置を受けていないこと。

エ 岐阜市が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱（平成 23 年 3 月 31 日決裁）第 3 条に規定する排除措置の対象となるものでないこと。

オ これまでに国、地方自治体又は医療機関において、サービスの導入実績があること。

(2) スケジュール

公告	令和 7 年 5 月 8 日（木）
募集期間	令和 7 年 5 月 8 日（木）から ～5 月 26 日（月）午後 5 時 15 分まで
質問書受付期間	令和 7 年 5 月 8 日（木）

	～5月14日（水）午後5時15分まで
質問書に対する回答期限	令和7年5月20日（火）
参加申込書及び企画提案書等受付	令和7年5月8日（木） ～5月26日（月）午後5時15分まで
審査	令和7年5月下旬
審査（選定）結果通知	最優秀者の選定後、速やかに参加者へ通知

※ 日程については、本市の都合により変更する場合がある。

4 提出書類等

(1) 参加表明書等の受付

参加表明書の提出をもって、この実施要領等の記載事項に同意し、参加表明があったものとみなす。

ア 提出書類及び提出部数

- ① 参加表明書（様式1）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1部
- ② 企画提案書（様式2）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1部
- ③ 別添資料（資料がある場合のみ）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1部
- ④ 経費見積書（様式3）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1部
- ⑤ 見積内訳書（様式4）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1部

イ 提出場所・方法

アの提出書類を、「8 事務局」に直接持参、郵送（5月26日（月）必着）またはLogoフォームにて提出すること。郵送の場合は「配達記録郵便」等、配達記録が残るものとする。

※直接持参または郵送の場合は、土、日、祝日を除く。

※直接持参または郵送の場合は、受付時間：9時～17時15分（12時30分～13時30分を除く。）

※経費見積書（様式3）の見積額が予定価格を上回っている場合は、受け付けない。

※Logoフォームの場合は以下より提出すること。この場合、提出時に入力したメールアドレス宛にLogoフォームで受付した旨のメールが送付される。必ずメールが届いていることを確認すること。

(<https://logoform.jp/form/BcLm/1009449>)

ウ 提出書類の取扱い

- ・採用の有無にかかわらず、提出いただいた書類は返却しない。
- ・受付期間後は、発注者の同意なく提出書類に記載された内容を変更することは認めない。
- ・企画提案書等は事業者選定に伴う作業等に必要範囲において、複製の作成及び提案者を識別できないように社名等を黒塗等することがある。

- ・提出書類は、本プロポーザルの目的以外の目的には使用しない。
- ・提出書類の内容について、別途確認することがある。
- ・提出書類は、岐阜市情報公開条例（昭和 60 年岐阜市条例 28 号）に基づく公開請求により、個人に関する情報等の非公開とすべき部分を除き公開されることがある。このため、提出書類の作成にあたっては、公開の対象となることを前提に内容を記載すること。

(2) 質問受付・回答

ア 質問方法

質問書（様式 5）により電子メールで提出すること。なお、メール送信の際は、件名に「岐阜市民病院 R P A ソフトウェアサービス事業者選定に関する質問」と記した上で送信すること。

イ 質問書の提出先メールアドレス

i-jouhou@city.gifu.gifu.jp

ウ 質問書の提出期限

令和 7 年 5 月 8 日（木）から令和 7 年 5 月 14 日（水）17 時 15 分

エ 質問の回答方法

質問に対する回答は、質問者を伏せた形で当院ホームページに掲載する。ただし、質問の内容により、本プロポーザル方式による事業者選定に公平性を保てない場合には、回答しないことがある。なお、質問に対する回答は、実施要領等の追加又は修正とみなす。

オ 質問の回答期限

令和 7 年 5 月 20 日（火）

5 契約候補者の選定方法等

(1) 契約候補者の選定

ア (4) に規定する評価基準に基づき、岐阜市民病院 R P A ソフトウェアサービス事業者審査委員会（以下「審査委員会」という。）において、企画提案書等により、企画提案の内容等を評価する。

イ 審査委員は、評価項目ごとの評価点で採点を行い、価格点を含めた合計点数の高い順に順位を決定する。

ウ 同点の場合は、審査委員の評価ごとに最も多く 1 位票を獲得した提案者を優位とする。1 位票が同数の場合には、その中から 2 位票の多い提案者を、さらに 2 位票が同数の場合は、3 位票の多い提案者を優位とする。

エ 決定した順位が 1 位の提案者を契約候補者、2 位の提案者を次点契約候補者として選定する。

(2) 審査委員会の開催日程

審査委員会は令和7年5月下旬の開催を予定している。

(3) 審査委員会の運営

- ア 審査委員会は審査委員4名により組織される。
- イ 審査委員会は非公開で行う。
- ウ 審査委員会の庶務は市民病院医療情報室において行う。

(4) 評価基準

ア 評価項目に係る配点構成は、次のとおりとする。

評価項目	評価細項目	配点
実績点	医療機関における実績	20点
機能点	操作対象の指定方法	20点
	ライセンスの方法	20点
	その他操作性、機能性	20点
体制点	問合せに対する体制	20点
価格点	価格点算出式により、見積金額から算出。 $300 \times ((\text{予定価格} - \text{見積金額}) / \text{予定価格})$ ※小数点第2位を四捨五入。 ※価格点の上限は100点とする。	100点
合計		200点

イ 「機能点」及び「体制点」の評価点は、次のとおり5段階評価とし、それらの評点を合計して採点する。

優れている	5点
やや優れている	4点
普通	3点
あまり評価しない	1点
評価しない	0点

ウ 「基準点」は合計点数の60%以上とする。

(5) 提案者が1者の場合等の取扱い

- ア 提案者が1者のみの場合も審査を行う。審査を行った結果、基準点を満たす場合は、当該提案者を契約候補者とする。
- イ アで基準点を満たさない場合、基準点を満たす提案者が1者もない場合又は提案者

がない場合は、再度募集を実施する。

(6) 審査結果の通知及び公表

ア 審査結果は、速やかに提案者宛て文書にて通知する。なお、電話等による問合せには応じない。

イ 審査結果は、当院ホームページで公表する。なお、審査結果において、契約候補者及び次点契約候補者については提案者名と合計点数を明らかにし、他の提案者については匿名で合計点数を公表する。

ウ 各審査委員の審査結果に対する異議は、一切受け付けない。

6 プロポーザル参加に関する留意事項

(1) 失格事項

以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格となる。

ア 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合

イ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合

ウ 本実施要領に違反すると認められた場合

エ その他、担当者が指示した事項に違反した場合

(2) 辞退

参加表明後に参加を辞退する場合は、参加辞退届出書（様式任意）を提出すること。

(3) 費用負担

プロポーザルへの参加に要する費用等は、参加者の負担とする。

7 契約の事務手続等

契約候補者選定後に、当院と契約候補者は、仕様書等の内容を協議し、プロポーザルで提示した価格の範囲内における見積書を徴取した上で、岐阜市契約規則（昭和39年岐阜市規則第7号）の定めるところにより契約を締結する予定である。

仕様書等の詳細は、契約候補者がプロポーザルで提案した内容が基本となるが、当院と契約候補者との協議により最終的に決定する。なお、協議が整わない場合には、審査結果において次点契約候補者と協議することとし、それ以降も同様とする。

これらの手続を経た上で契約を締結し、以後、受注者としてサービスの提供を行う。

8 事務局

〒500-8513 岐阜市鹿島町7丁目1番地

岐阜市民病院 医療情報室（担当：河村、脇田）

電話：058-251-1101（内線 4481、4482）

F A X：058-252-1335

メールアドレス：i-jouhou@city.gifu.gifu.jp